

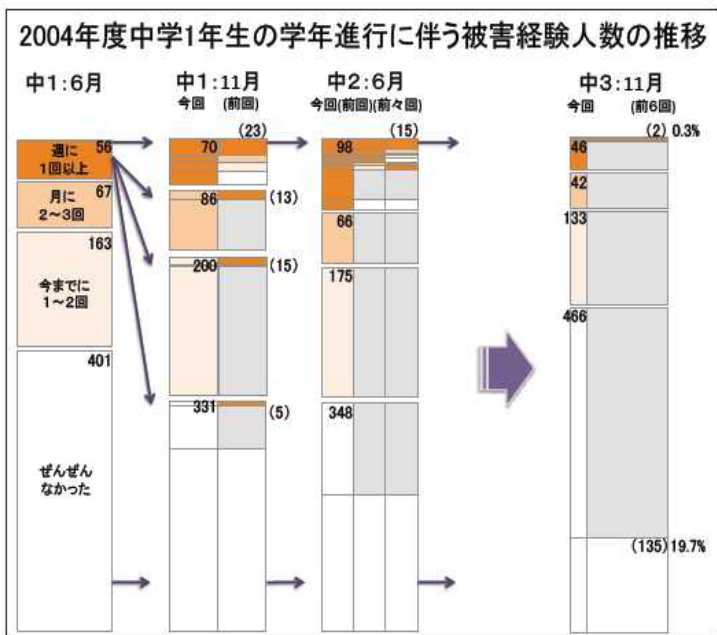
いじめの問題等への対応について
(第一次提言)

参 考 資 料

いじめの問題に関する資料

いじめの理解

○ いじめは、どの子どもにも起きうるものである。



<「仲間はずれ、無視、陰口」の被害経験>

調査対象:

大都市近郊の、住宅地・商業地・農地を含む地方都市における全小中学校19校在籍の小4以上の児童生徒全員

調査期間:

1998年から2009年

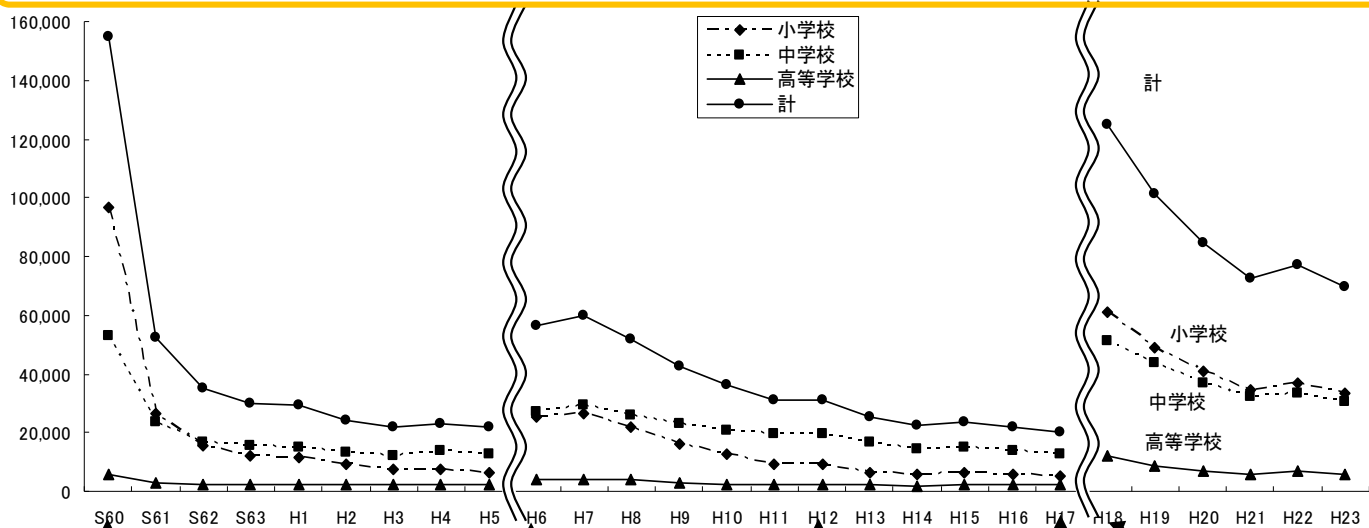
調査結果:

「週に1回以上」という高頻度の被害経験があると答えた生徒は毎回7~14%程度存在。それが半年後まで続くのは半分以下であり、被害者・加害者は大きく入れ替わっている。

※国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2007-2009」より。単位は「人数」。なお、図中の灰色部分は内訳を省略したことを示す。

いじめの「認知」件数 経年変化

○ いじめを背景とした自殺事案の発生を受け、積極的な実態把握が行われるよう、平成6年度及び18年度にいじめの定義を変更。その直後の調査では、いじめの認知件数が増加。



いじめを受けた中学生が「このままでは生き地獄」との遺書を残して自殺(東京都)

中学生が、いじめを受ける苦しさを遺書に残して自殺(愛知県)

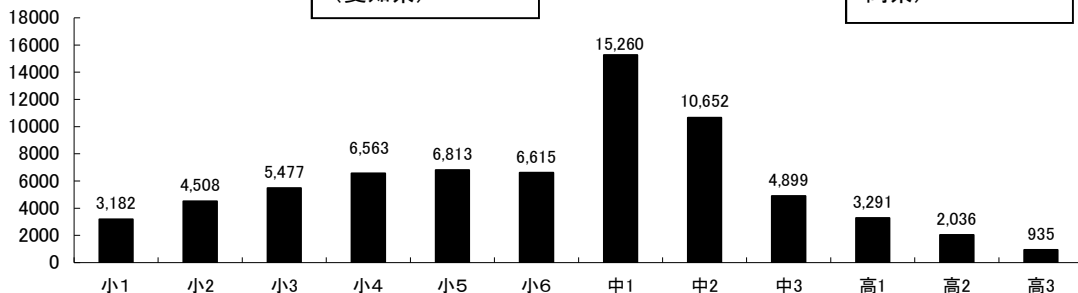
中学生が同級生等に約5千万円の現金を恐喝されていたことが判明(愛知県)

小学生がいじめを苦に自殺し、市教委の対応が問われる(北海道)

中学生がいじめを苦に自殺し、教師の不適切な言動が問題となる(福岡県)

学年別 いじめの認知件数 (国公立)

※平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに 教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査 (調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月)

いじめの認知件数及びいじめの問題への取り組み状況

○ いじめの認知件数は約**14.4万件**であり、うち重大事案の件数は**278件**であった。
(調査対象期間：平成24年4月から5～6か月間)

① いじめの認知件数

(平成24年4月から5～6ヶ月間)

小学校	8.8万件
中学校	4.3万件
高校	1.3万件
特支	0.06万件
合計	14.4万件

参考)平成23年度問題行動等調査
(平成23年度1年間)

小学校	3.3万件
中学校	3.1万件
高校	0.6万件
特支	0.03万件
合計	7.0万件

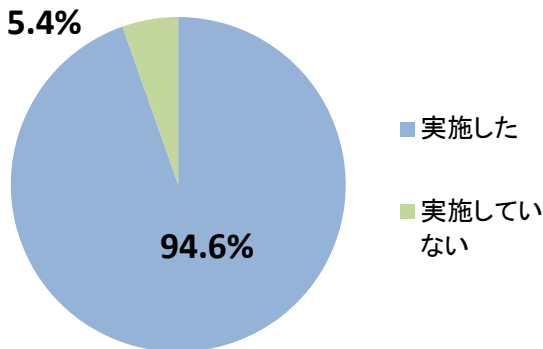
② 認知件数のうち、重大事案の件数

(いじめの認知件数のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数)

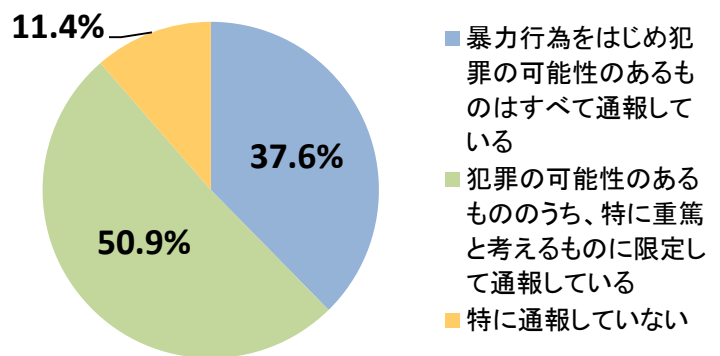
小学校	62件	中学校	170件	合計	278件
高校	41件	特別支援学校	5件		

③ いじめの問題への取組状況(アンケート調査・警察との連携・校内研修)

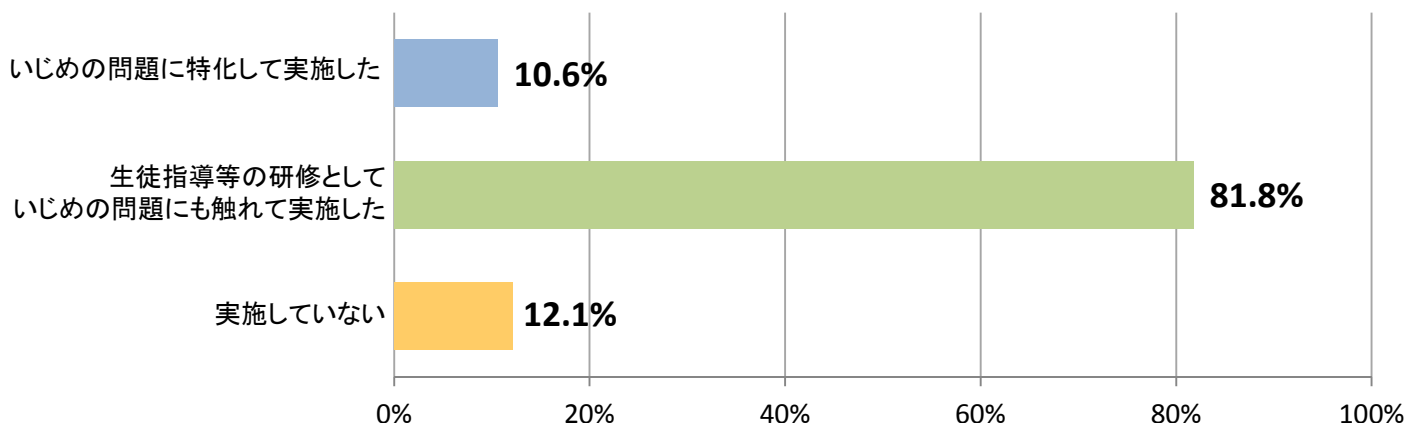
問 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。



問 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。



問 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。(複数回答可)



※「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」(調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月間)より
※平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(調査期間：平成23年4月から1年間)より

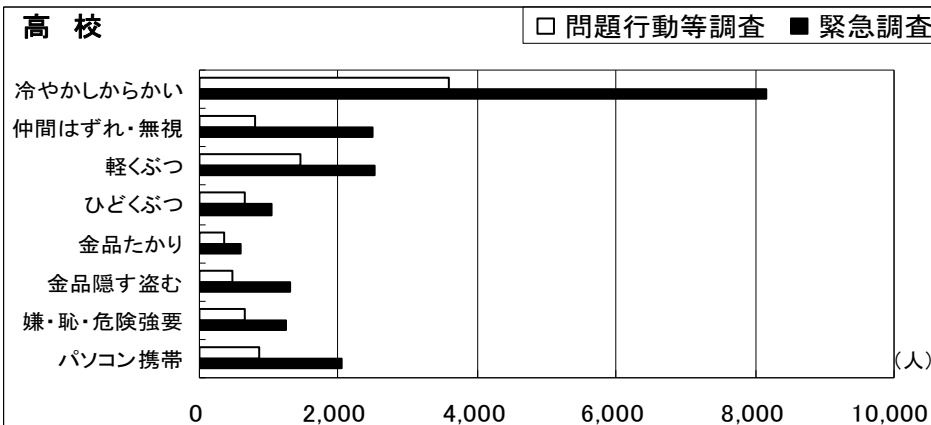
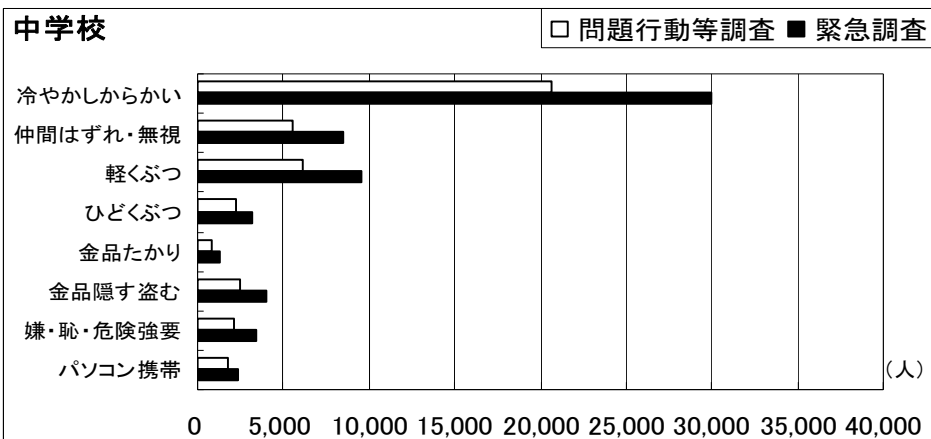
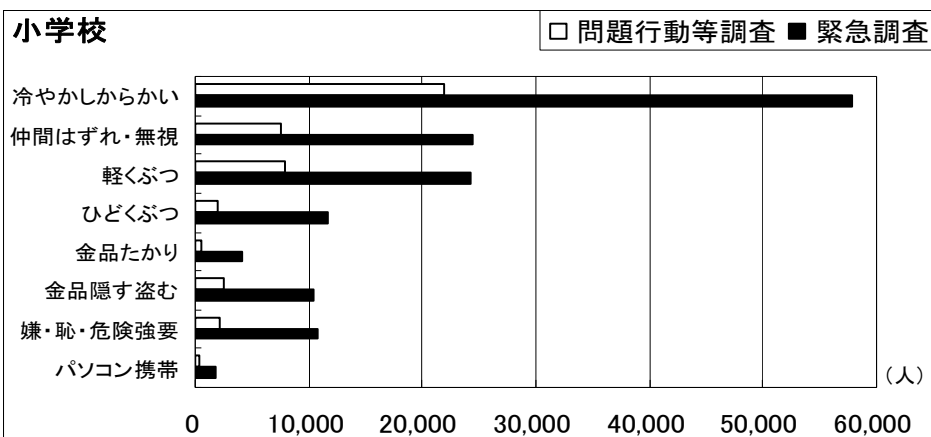
いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに 教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査 (調査期間：平成24年4月から5～6ヶ月)

いじめの態様別の傾向分析 (H23年度問題行動等調査との比較)

- 問題行動等調査と比較すると、小学校の増加が特に顕著である。
- 平成23年度間と比較すると、いずれの項目も増加している。

※ いじめの態様(複数回答可)

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他



※参考：H23年度問題行動等調査
平成23年度「児童生徒の問題行動等
生徒指導上の諸問題に関する調査」
(調査期間：平成23年4月から1年間)

可児市子どものいじめの防止に関する条例(概要)

(平成24年10月3日施行)

○ 目的

- ・ 子どもが安心して生活し学ぶことができる環境をつくります。

○ 基本理念

- ・ 子どもが安心して生活し、学ぶために可児市全体でいじめ防止に取り組みます。
- ・ 子どもたちは、日頃から思いやりをもって人間関係を築きましょう。

○ 責務

- ・ 市は、いじめの防止に取り組み、必要な施策を講じます。
- ・ 学校は、いじめの防止やいじめを把握したら早期に対策を講じます。
- ・ 保護者は、子どもにいじめは許されない行為であることを理解させます。
- ・ 市民及び事業者は、地域において見守り、声かけ等をして、いじめを発見した時は市や学校に通報、相談します。

○ 取り組み

- ・ 市と学校は、いじめ防止の啓発、人権教育の取り組みを行います。
- ・ 市は、いじめ防止及び解決に向けた取り組みの支援をします。
- ・ 学校は、子どもがより良い人間関係をつくるための支援をします。
- ・ 市は、いじめを早期発見、対応するために、通報、相談ができる取り組みを行います。
- ・ 学校は、子どもの状況を把握し、安心して相談できる取り組みを行います。

○ いじめ防止専門委員会の設置

- ・ 弁護士や臨床心理士などの専門家が委員となり、通報及び相談のあった事案について調査、助言、支援などを行います。

○ 是正要請

- ・ 市長は、必要と認めるときは是正要請します。

○ 委員会への協力

- ・ 学校、保護者、市民、事業者及び関係機関は、委員会の活動に協力します。

○ 報告・公表

- ・ 委員会は、市長に活動状況等を報告します。市長は、報告の内容を市民に公表します。

アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向

〔本資料は、井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」、p147-165『外国の立法』252号(2012.6)等をまとめたもの。〕

経緯

学校におけるいじめに対応するための州の立法措置は、1994年のヴァーモント州によるものを始めとして、2000年以降、各州におけるいじめ対策法の制定が急激に増え、全米50州中49州で、いじめ対策法が制定されている（2013年2月現在）。

各州のいじめ対策法の主要要素

- 連邦教育省が2011年にまとめた報告書によれば、各州のいじめ対策法の主要要素は、以下のとおり。
 - (1) 禁止事項の明示と目的の表明
いじめは決して許されないものと定義すること。
 - (2) 学校におけるいじめの範囲
 - (3) 禁止行為の規定
 - (4) 被害者になりやすい特徴の列挙
 - (5) 学校区いじめ対策方針の策定と適用
 - (6) 学校区いじめ対策方針の評価
 - (7) 学校区の方針の要素・内容
定義、いじめの通報、いじめの調査と対応、記録、いじめに対する懲戒、カウンセリングやメンタルヘルス等を行う者への委託。
 - (8) 情報伝達の実施
いじめへの対応結果等について、生徒、生徒の家族等に対して通知する手続。
 - (9) 訓練及び予防
いじめを予防し、発見し、これに対応するための訓練を、教職員等に対して行うこと。
 - (10) 透明性と監視
報告されたいじめの発生件数や対応策を州に報告すること等。
 - (11) 他の法令で保障される権利への言及
いじめ対策法等は、被害者が他の法的救済を求めることの可能性を排除しないこと。

- 以上の主要要素については、ほとんどの州法において規定される要素（上記の(2)、(3)、(5)、(7)のうちのいじめに対する懲戒等）もある一方、多くの州で規定のない要素（(7)のうちのカウンセリング等の委託等）もある。主要要素を全部規定しているとみられる州は、2州。

いじめ問題への的確な対応に向けた学校と警察との連携について

(平成 25 年 1 月 24 日 文部科学省通知の概要)

いじめ問題に的確に対応していくことについて、平成 25 年 1 月 24 日付けで、警察庁より各都道府県警察に対し発出された以下の内容の通達を受け、学校及び教育委員会等においても、主体的に警察と連携・協力して、同通達に対応した取組を進めるよう、文部科学省から通知されたところ。

1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

2 いじめ事案の早期把握

少年相談活動等のほか、学校等との情報共有態勢の構築及びスクールサポーター（警察官OB等）の活用による連携強化等を通じて、いじめ事案の早期把握を推進する。

3 把握したいじめ事案への適確な対応

事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しつつ、下記に配意して適確な対応を行う。

- (1) 被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手する。
- (2) (1)に当たらない事案でも、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、原則として被害の届出を即時受理した上、捜査等を推進する。
- (3) (1)及び(2)のいずれにも当たらない事案については、一義的には教育現場における対応を尊重することとし、必要に応じて、学校等を適切に支援するほか、加害少年に注意・説諭する。ただし、学校等の指導に十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、警察としてのより主体的な対応を検討する。

道徳教育に関する資料

基本的な考え方

- 学校における道徳教育は、「道徳の時間」を要に学校の教育活動全体を通じて実施

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)(抄)

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏(い)敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓(ひら)く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の目標及び内容

- 道徳教育の目標は、学習指導要領第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと。
- 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。
- 道徳教育の内容として、①自分自身、②他の人とのかかわり、③自然や崇高なものとのかかわり、④集団や社会とのかかわりという4つの視点から具体的な内容項目を提示。

新学習指導要領における改善のポイント

平成20年3月に公示した小・中学校の新学習指導要領では、改正教育基本法の理念を踏まえ、道徳教育を一層充実する観点から以下の点を中心に改善。

- 各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童生徒の発達の段階等に応じた指導内容の重点を明確化

<小学校>

低学年：あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと

中学年：集団や社会のきまりを守り、身近な人と協力し助け合う態度を身に付けること

高学年：法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつこと

<中学校>

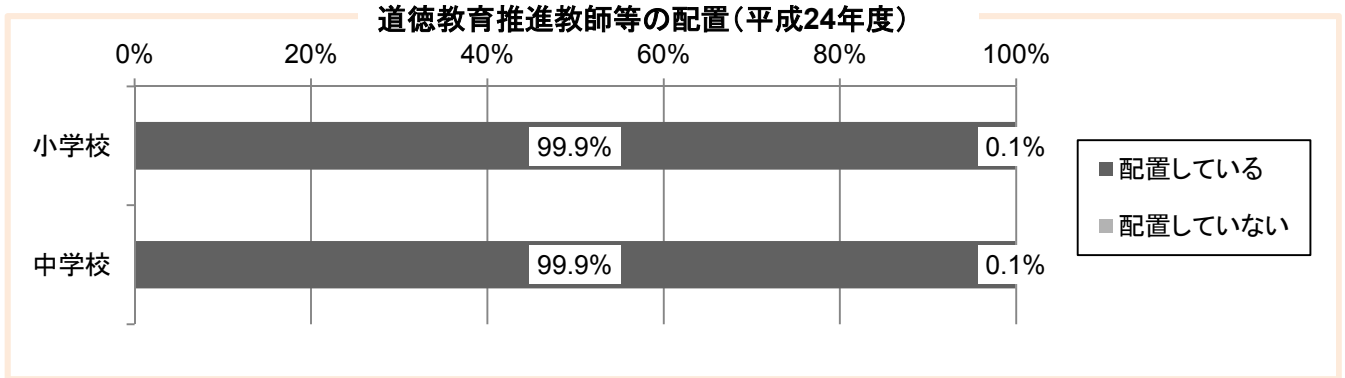
自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすること

- 児童生徒が感動を覚える教材の開発・活用を規定
- 校長の方針の下で道徳教育の推進を主に担当する「道徳教育推進教師」を中心とした指導体制の充実を規定
- 道徳の時間の授業公開、家庭や地域社会との共通理解・相互連携を規定

道徳教育の現状

道徳教育推進教師等の配置(平成24年度)

○新学習指導要領で校内の道徳教育の指導体制の中心と位置付けられた「道徳教育推進教師」等は、小学校、中学校とも99.9%と、ほとんどの小・中学校で配置されている。



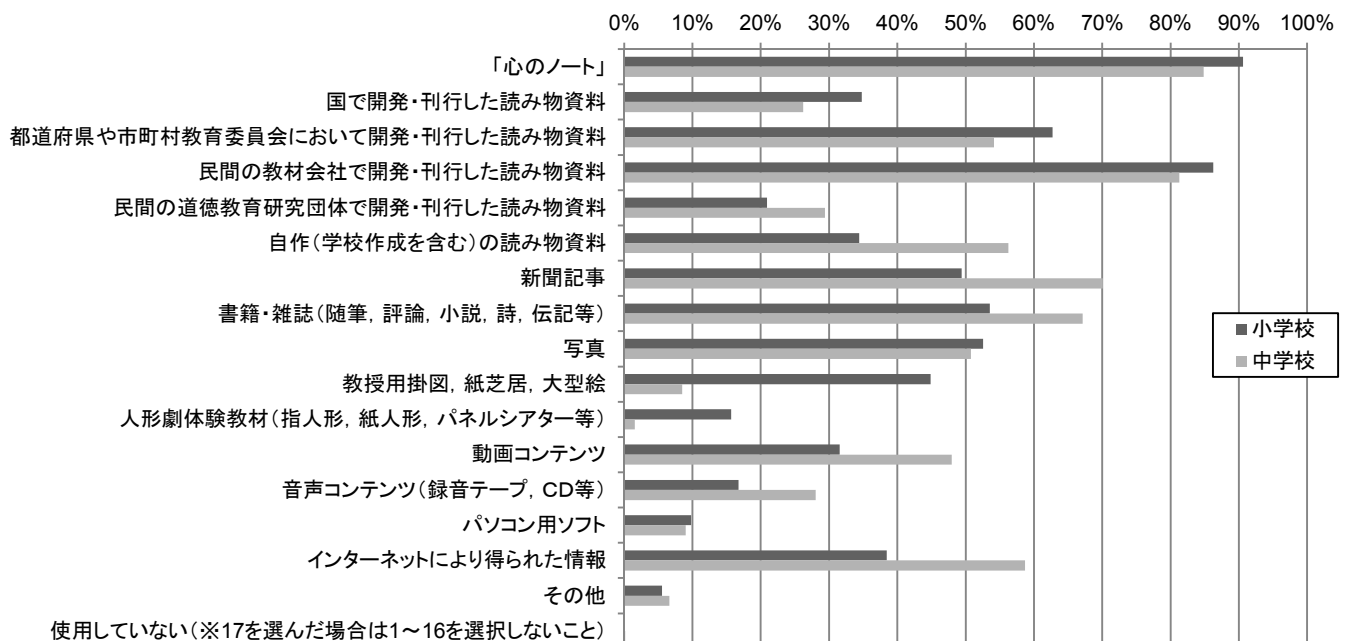
道徳の時間の授業時数(平成23年度)

○道徳の時間の授業時数(標準35単位時間)は、全国平均で、小学校35.7単位時間、中学校35.1単位時間であり、小・中学校とも標準授業時数を上回っている。

道徳の時間に使用する教材(複数回答可)

- 道徳の時間に使用する教材としては、「心のノート」が最も多く小学校で90.6%、中学校で84.9%となっている。
- 次いで、民間の教材会社で開発・刊行した読み物資料が小学校で86.3%、中学校で81.3%となっている。
- そのほか、小学校では「都道府県や市町村教育委員会において開発・刊行した読み物資料」の使用が62.7%、中学校では「新聞記事」の使用が70.1%と多くなっている。

道徳の時間に使用した教材(平成23年度)



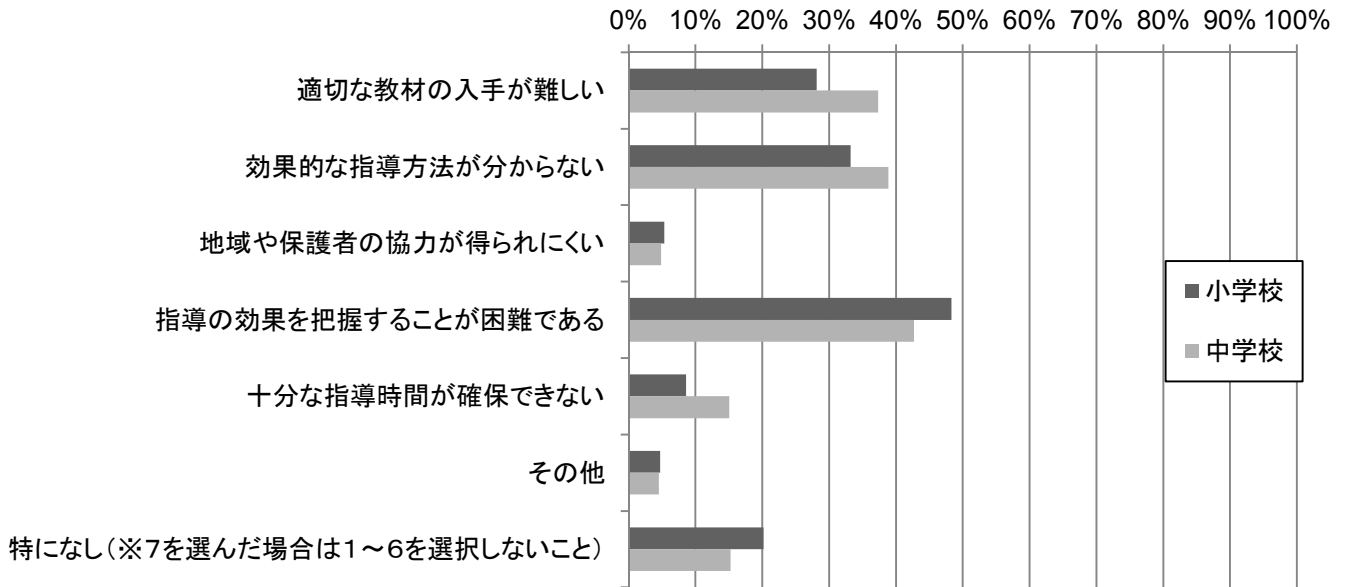
※道徳教育実施状況調査(平成24年5月~6月実施、公立小中学校を対象)より

道徳教育を実施する上での課題(複数回答可)

○小中学校ともに、以下のような課題が挙げられている。

- ・指導の効果を把握することが困難 (小学校48.3%、中学校42.7%)
- ・効果的な指導方法が分からない (小学校33.2%、中学校38.9%)
- ・適切な教材の入手が難しい (小学校28.1%、中学校37.3%)

道徳教育を実施する上での課題



※道徳教育実施状況調査(平成24年5月~6月実施、公立小中学校を対象)より

教育再生会議－第二次報告－(抜粋) (平成19年6月1日)

II.心と体－調和の取れた人間形成を目指す

提言1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】

- 国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。
- ・全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導するようにする。
- ・徳育は、点数での評価はしない。
- ・教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。その際、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したものが使用されるようにする。
- ・担当教員については、小学校では学級担任が指導することとし、中学校においても、専門の免許は設けず、学級担任が担当する。特別免許状の制度なども活用し、地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。

教育再生会議－第三次報告－(抜粋) (平成19年12月25日)

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

～子供たちに感動を与える教育を～

(1) 徳育を「教科」(※)とし、感動を与える教科書を作る

- 徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導する
- 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る・徳育においては、小学校から中学校までの子供の発達段階を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。
- ・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
- ・美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。

(※) 徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学校、中学校とも学級担任が担当する。

体罰の問題に関する資料

体罰に係る懲戒処分等の状況

1. 体罰に係る懲戒処分等の状況(23年度)

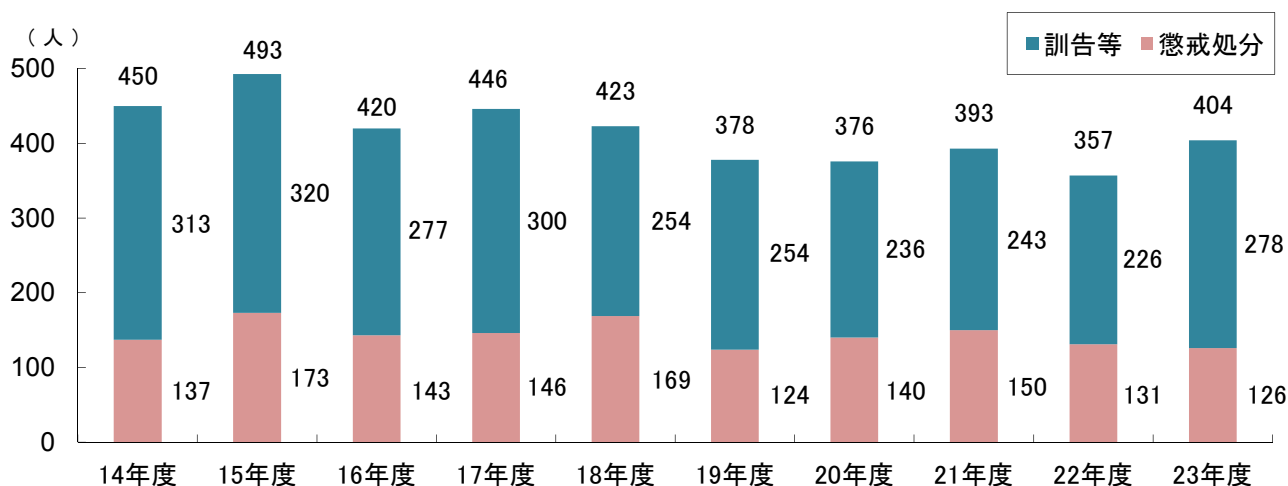
懲戒処分等数	懲戒処分の種類				合計 (5)	訓告等 (187)	諭旨 免職 —	総計 (192)
	免職 —	停職 20	減給 52 (2)	戒告 54 (3)				
					126 (5)	278 (187)	—	404 (192)

(注) ()は、非違行為を行った所属職員に対する監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

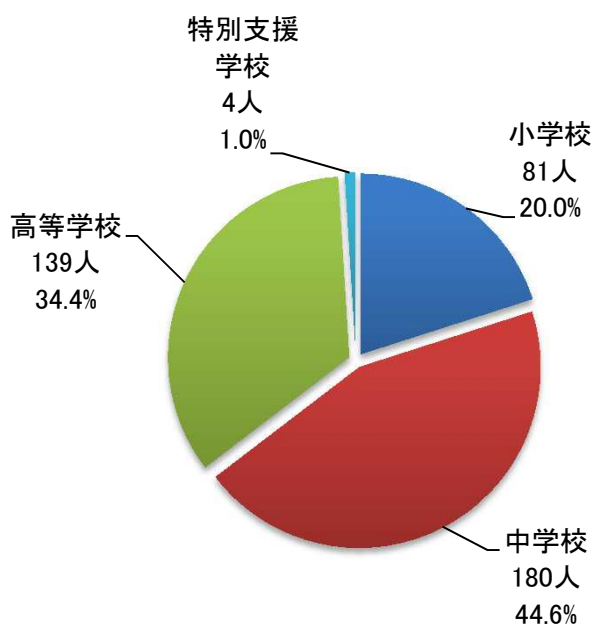
(調査対象)

平成23年度中における、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対してなされた懲戒処分等。

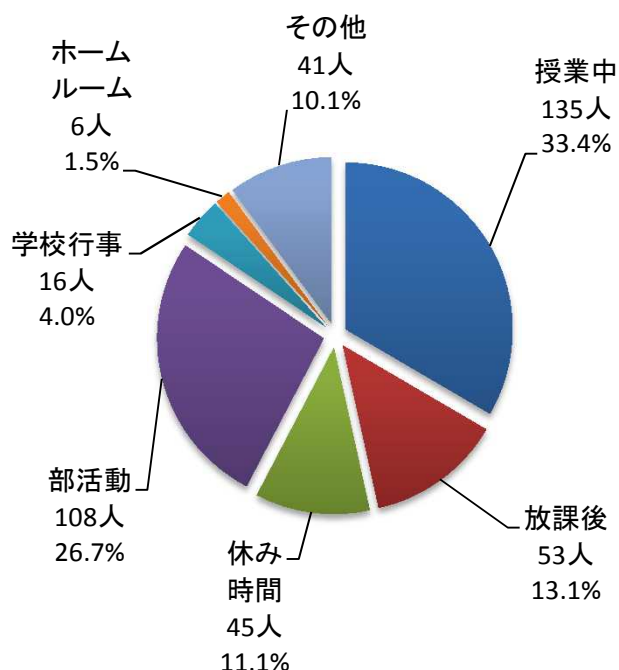
2. 体罰に係る懲戒処分等の推移(過去10年間)



3. 被処分者の学校種別構成(23年度)



4. 体罰時の状況(23年度)



体罰の禁止について

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(平成19年2月5日初等中等教育局長通知(18文科第1019号))

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持っていない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

○学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方(別紙)

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするところは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等 肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

教育再生実行会議の開催について

〔平成25年1月15日
閣議決定〕

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議 構成員

安倍	晋三	内閣総理大臣
菅	義偉	内閣官房長官
下村	博文	文部科学大臣兼教育再生担当大臣
(有識者)		
大竹	美喜	アフラック(アメリカファミリー-生命保険会社)創業者・最高顧問
尾崎	正直	高知県知事
貝ノ瀬	滋	三鷹市教育委員会委員長
加戸	守行	前愛媛県知事
蒲島	郁夫	熊本県知事
◎ 鎌田	薫	早稲田大学総長
川合	眞紀	東京大学教授、理化学研究所理事
河野	達信	全日本教職員連盟委員長
佐々木	喜一	成基コミュニティグループ代表
鈴木	高弘	専修大学附属高等学校校長
曾野	綾子	作家
武田	美保	スポーツ／教育コメンテーター
○ 佃	和夫	三菱重工業株式会社代表取締役会長
八木	秀次	高崎経済大学教授
山内	昌之	東京大学名誉教授、明治大学特任教授
		座長◎、副座長○
(オブザーバー)		
遠藤	利明	衆議院議員
富田	茂之	衆議院議員